

うきは市食と農と健康を結ぶ

第2次食育推進計画

健康で心豊かな暮らしの創造、全ては食育から



平成 23 年 3 月
福岡県うきは市

「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」

(平成18年9月28日 うきは市条例第47号)

(前文)

生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには、何よりも食育が重要である。

食育基本法では食育は生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけられているように、私たちの心も身体も全ては「食」の上に成り立っていると言える。特に子どもたちに対する食育は、人格形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育ていく基礎となるものである。

農業、教育、保健、医療及び福祉等の課題の解決に食育は深く関わってくる重要な要素であり、市民一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを創造できるよう、あらゆる分野で食育の観点を取り入れたまちづくりを推進していくことが重要である。

このため、うきは市は、食育のまちづくりの基本理念を明らかにし、すべての市民の参加と協働のもと、食育の学習とその実践の取り組みを総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

目 次

食育をめぐる動き

- 1 国・県での食育の取り組み 1
- 2 うきは市での食育の取り組み 1
- (1) 総合的な食育推進の取り組み
- (2) 地産地消の動き
- (3) うきは市民の健康度と健康づくり
- (4) 学校・保育所等における食育
- (5) 地域・事業所と連携した食育

食育推進計画の基本方針

- 1 計画策定の趣旨 7
- 2 基本理念 7
- 3 食育推進の4つの柱 7
- 4 食育推進計画の期間 7
- 5 施策の進行管理 7
- 6 推進計画の見直し 7

食育推進の目標

- 1 推進目標の設定 8
- 2 具体的目標 8

市民等が自発的に行う食育活動等の促進

(食育の普及啓発方針)

- 1 家庭における食育の促進 9
- 2 学校、保育所等における食育の促進 9
- 3 地域における食育の促進 9
- 4 地産地消の促進 9

食育推進施策の展開

- 1 施策の大綱 10
- 三つの基本方針
- 2 具体的施策 10
- (1) 農業生産の面
- (2) 学校・保育所等教育の面
- (3) 健康促進の面

食育推進体制

- 食育推進会議の役割 13

資料

- 1 平成22年度うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進プロジェクト . . 14
- 2 平成22年度うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議委員名簿 . . 16

うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進計画

食育をめぐる動き

1 国・県での食育の取り組み

私たちが生きていくうえで最も大切な食を取り巻く環境は、社会経済や国際化の進展更には食料の生産と流通の広域化等により大きく変化しており、食べ物を大切にす
る心の欠如、不規則な食事・偏食等による生活習慣病の増加など、食と健康をめぐる
いろいろな問題が指摘されています。

私たちには、一人ひとりが自ら食についてしっかり学び、認識を深めることが求め
られています。

こうした中、国は健全な心身を培い豊かな人間性を育み、現在及び将来にわたり健
康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、
「食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）」を制定し、平成 17 年 7 月に施行されまし
た。平成 18 年 4 月には「食育推進基本計画」が策定されました。

福岡県では、食に対する重要性及び農林水産業と農山漁村の果たす役割について県
民の理解促進を図ることにより、県民の健康で豊かな生活に寄与することを目的に、
平成 17 年 6 月に「ふくおかの食と農推進会議」が設置されました。

また、平成 18 年 3 月には「ふくおかの食と農推進基本指針」が策定され、この中
で各施策及び施策の目標となる指標を明らかにし、食育が推進されているところです。

2 うきは市での食育の取り組み

うきは市では平成 17 年 4 月、合併後の新体制発足と同時に「食育の推進」を基本
方針として掲げたところであり、平成 17 年 12 月に「うきは市食と農と健康を結ぶ食
育推進協議会」を設置し、具体的事業として付加価値の高い農産物づくりのための土
壌診断の実施、地元産農産物（注）を利用した学校給食の促進、健康調査を踏まえた
食生活の改善等を進めるモデル地域（能楽区、小塩中通り区）の設定等を実施してき
ました。

また、この間に前文と 5 章 22 条で構成される「うきは市食と農と健康を結ぶ食育
推進条例」（平成 18 年うきは市条例第 47 号）を制定し、うきは市として本格的に食
育に取り組む姿勢を明らかにしました。

なお、同条例第 18 条に基づく有識者等で構成する「うきは市食と農と健康を結ぶ
食育推進会議」を平成 18 年 11 月に設置し、指導体制を整備したところです。

うきは市では、これまで食育推進の拠りどころとなる食育推進条例の制定や指導体
制の整備など基礎条件を整えてきましたが、今後は市民をはじめ各関係者（機関）が
食育の重要性を認識のうえ、それぞれに役割と責務を担い一体となって取り組むこと
が課題であり、これが十分に実践されたときにはじめて「健康で心豊かな暮らしがで
きるまち」、「うきは市に住んで良かったと言われるまち」になるものと期待されます。

（注）地元産農産物とは米・野菜・果物・肉類等を含みます。

(1) 総合的な食育推進の取組み

平成 19 年 4 月からは、企画課(現：企画商工課)内に食育推進係を設置しました。専門の係の設置は、全国的にも珍しく、それぞれの課で実施している食育の事業と併せ、各課を連携させ、うきは市全体の食育のコーディネートを行っています。個々の活動はもちろん、家庭、学校、地域、そして消費者と生産者が連携して横断的に活動の場を広げていくことが食育の発展へとつながります。

最初の施策として取り組んだのが、講話の提供でした。平成 19 年 7 月には、うきは市で初めての食育講演会を開催しました。西日本新聞の連載記事「食卓の向こう側」の記者を招聘しました。平成 20 年 1 月には、食育の第一人者、服部幸應さんを招いての講演会を開催しました。講話と併せ、江南小学校からの発表、食生活改善推進会の寸劇、児童・生徒の図画・標語の表彰式など内容の充実に努めました。平成 21 年度までは、年に 1 回以上のペースで食育関連の講師を招き講演会を開催しました。また平成 19 年に「うきは市食を知る会」を結成、200 名以上が会員登録をしています。この会では 1 年間に 4 回ほどの定例会を開催してきました。

啓発・広報活動も普及のための重要な施策です。平成 19 年度には、「早寝早起き朝ごはん」の看板を市内主要施設に 42 枚設置し、その運動の浸透に努めました。平成 20 年度には、家族団らんでの食事の薦めを内容としたポスターを作成しました。各分館をはじめ、商店街にも貼付していただき、家庭での実践を奨励しました。平成 19・20 年度は、月 1 回広報うきはに食育関連記事を掲載しました。原稿を大学の先生から執筆いただき、関連の 4 コマ漫画を挿入し、市民に読んでいただくように記事の工夫をしました。

平成 20 年の秋から 1 年数ヶ月をかけて、うきはの伝統食 38 品目を取材し、冊子「伝えたい うきはのごはん」を編さんしました。貴重な伝統食を文字・写真として残し、親しまれてきた大切な文化「伝統食」を後世に残すためです。購入目的のひとつに「娘や孫に渡すため」との理由が多く、多くの市民にこの編さん目的を強く共感いただいたことは大きな喜びでありました。

平成 22 年 3 月には、初めての取組み「うきはの食と農と健康まつり」を開催しました。祭という形で「食・農業・健康」の大切さを知ってもらうためです。

また、開催目的のひとつに食育推進のための官民共同の基盤作りがありましたが、市内外 30 の団体に参加いただき、その目的は達成されました。さらに、当日の来場者数は約 6,000 人をかぞえ、開催意義が広く認められるとともに、今後もこのイベントを継続していくこととしました。

(2) 地産地消の動き

うきは市での地産地消は、農産物直売所を核として進めており、その本格的な取り組みは、地元で取れた農産物を顔の見える形で販売し地元で消費することと、併せて消費者との触れ合いを深めることを狙いとして平成 12 年 4 月に整備された「道の駅うきは」に始まります。この「道の駅うきは」では、約 800 名の生産者が日常的に栽培している農産物を出荷しており、その売上額は平成 21 年度で約 7 億円となってい

ます。

その後、平成 16 年 4 月には、JA にじの各作物部会員約 850 名が出荷する農産物直売所「にじの耳納の里」が設置され、平成 21 年度の会員数は約 1,000 名となっています。売上額は平成 21 年度で約 10 億円となっており、両直売所は地産地消の拠点施設として発展しています。

農政関係の取組みでは、平成 21 年度において市内 10 の小学校で合計約 6,000 個の米粉パンを提供しました。これは約 1,780 人の小学生が年間で 3.4 個食べたこととなります。これにより米粉パンのおいしさを知ってもらえばかりでなく、家でも「おいしかった。また買って」と米の新たな形での消費拡大へのつながりを期待しています。

うきは茶振興協議会がうきは産の茶葉 100%を使った商品（ペットボトル茶）を平成 22 年 8 月より販売を開始しました。銘柄茶としてのうきは茶の知名度向上と、地元の方にもっと飲んでもらいたい、との思いから、JA にじお茶部会の有志で商品化の検討を始め、現在にじの耳納の里、道の駅うきはなどで販売しています。

また学校現場においては、全小中学校で給食が実施され、学校給食における地元産農産物の活用をより推進していく為に、定期的に生産者・農協・行政・学校栄養士による話し合いが行われています。この話し合いによって、より安全・安心で定量・定時に安定して供給することが出来ています。また、需要に応じた農産物の生産体制ができています。

（3）うきは市民の健康度と健康づくり

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者、被扶養者について、平成 20 年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

平成 21 年度の特定健康診査の受診状況をみますと 2,807 名が受診されています。受診率は 41.6%です。

年 度	対象者数	受診者数	人	受診率	目標受診率
平成 20 年度	人 6,966	集団健診	2,668	38.3%	33%
		個別健診	0	0	
		計	2,668	38.3%	
平成 21 年度	人 6,741	集団健診	2,656	39.4%	41%
		個別健診	151	2.2%	
		計	2,807	41.6%	

市民の受診状況をみますと、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75 歳頃を境に生活習慣病の入院者が増加しています。

これを個人に置き換えてみますと、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等（以下「糖尿病等」といいます。）の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るという経

過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善により若い時からの糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を発症しない境界域の段階で留めることができれば、通院患者を減らすことができ、更には、重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができます。この結果、市民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。こうした事実を多くの市民が認識し、特定健康診査を受診することで自分の健康度を知っていただき、食と農と健康の関わりをしっかりと見つめなおして生活習慣を変えていく必要があります。

うきは市の食習慣や生活習慣の実態を把握し、健康の維持・増進を推進していくため食育初年度の平成 18 年 9 月に食育アンケートを実施しました。そして、5 カ年計画で取り組んできた『食育』事業が住民に理解され、浸透しているか、さらには健康や食生活に対する意識がどう変わってきたかの調査を行い今後の食育事業の指針とするため、平成 22 年 6 月に 2 度目の食育アンケートを実施しました。食育アンケート結果を基に目標設定や今後の取り組みについて検証を行い、さらに食を通じた健康なまちづくり、健康寿命の延伸に努めなければなりません。

食育モデル地区では生活習慣病を予防するため毎年、年 2 回春と秋に食育健康調査、栄養調査及び体力測定を実施し、健診の数値や管理栄養士による栄養調査の結果の見方、生活習慣病等の講話を入れながら結果報告会を実施してきました。

また、同時に自分の生活の振り返りを行い、目標を設定し、達成するために食事、運動、休養等自分の出来ることを具体的に掲げる「食育モリモリ日誌」を用いながら、「食育モリモリ教室」を定期的開催し運動や食事面の改善・習慣化の支援を行いました。こうして行動変容を試み改善困難者に対しては個別指導も取り入れてアプローチを行いました。食育モデル地区で行った、行動変容のためのプランニング手法等を住民に広く伝え、自分自身が健康に関心を持ち、健診を受け食生活や運動等生活習慣の改善に努めることが出来るよう支援し、今後増え続けることが予想される生活習慣病の予防に努めなければなりません。

離乳食教室時に家族の栄養管理の担い手である母親を対象に、今の食生活の問題や食事バランスなどについて管理栄養士から食の大切さを伝えていきます。あわせて乳児検診時に産後の体ケアについて健康運動指導士から実践を含めた指導を行い、母親自身の健康の意識を高め、さらには家族へと健康づくりの関心が広がるよう食育推進を行っています。

また、うきは市内の食育ボランティア育成のため、食育アドバイザーを養成し、さらにうきは市食生活改善推進員となって幅広く食育推進活動を行っています。

(4) 学校・保育所等における食育

学校における食育の中心は「給食」です。食に関する年間指導計画を作成し、各教科や給食時間において、給食を生きた教材として活用した食育を行っています。特に地元産農産物を活用した「うきは献立」や毎月 19 日(食育の日)を「朝ごはんの日」として朝ごはんにも活用できる献立を実施しています。

栄養士は、献立作成から各教科や給食時間における指導、食育だよりや試食会・生

産者との交流給食等の実施を通して、学校・家庭・地域をつなぎ、うきは市内の学校全体の食育推進に取り組んでいます。各小学校では、「食と農理解促進事業」をとおして地域の方々との交流を図り、様々な食に関する体験活動を実施しています。

うきは市では、毎年食生活調査を行い、実態把握をしています。「朝ごはんを毎日食べる」小学生の割合は平成 17 年度 81.6%から平成 22 年度は 87.6%と着実に増加し「早寝・早起き・朝ごはん」運動の成果が見られます。

今後は、栄養バランスのとれた朝ごはんを食べることを目指して更なる指導が必要と思われます。

うきは市 児童生徒の朝食についての調査

	小学 5 年生				中学 2 年生			
	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 17 年度		平成 22 年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
毎日食べる	280	81.6	274	87.6	211	67.6	218	79.0
だいたい食べる	54	15.8	30	9.6	62	19.9	29	10.5
あまり食べない	8	2.3	7	2.2	26	8.3	21	7.6
食べない	1	0.3	2	0.6	13	4.2	8	2.9
計	343	100	313	100	312	100	276	100

「児童生徒の食及び生活習慣の実態調査」より

保育所（園）での食育は、園児が実際に食育体験できる保育を設定したり、日常保育や毎日の給食を通して「食と心身の健康について」や食文化および食生活の大切さや楽しさ等を伝えていきます。また保護者に対して、乳幼児期における基本的食生活の確立の重要性等に関して、その啓発活動に努め、各園の調理職員は、毎月の市内給食研修および県保育協会主催等の食育研修会に積極的に参加することにより、うきは市内保育所（園）全体で充実した質の高い食育への取り組みを、推し進めています。

さらに、平成 21 年度より実施の新保育所保育指針の中でも、食育の推進（「食を営む力」の育成等）が謳われており、保育所（園）において食育年間計画を今まで以上に充実するなど、保育内容の重要な一領域として食育に取り組んでいます。

現在の保育所（園）での具体的活動内容としては、各園で、園児と一緒に生ゴミを利用しての土づくりをしたり、季節に応じた野菜や果物の栽培を実体験し、その上で収穫の喜びを味わい、私たちが生きるために“いのち”を頂いていることを伝える一方で、園児が育てた野菜を園や家庭で料理をしていただき食の楽しさを知らせています。各園で実施する、園児たちが五感（視、聴、臭、味、触）を働かせて食材や料理を確かめながら行う楽しいクッキングは、子どもたちに大好評です。

次に日常保育では、絵本・紙芝居等の教材を使っての食育指導に努めています。元気に遊んだり、一生懸命に考えたりするためには、偏食をせず、バランスのとれた食事を、規則正しい時間にいただくことの大切さを伝えていきます。また、給食時には、

食材への感謝の気持ちも忘れず食前・食後の挨拶をしたり、お箸やスプーンの正しい持ち方の指導や、ランチョンマットを使った食事の基本的な作法を伝えています。更に、毎朝「早寝、早起き、朝ごはん」の確認を行い、毎月 19 日の食育の日には、テレビを消して家族で食卓を囲み、家族団らんの食事ができるように勧めています。

給食室では、調理師と栄養士が協力し合って、保育と連携しながら季節に応じた年間食育計画を作成し、生活習慣病にならないように乳幼児の栄養のバランスに配慮した献立を作成しています。さらに、旬の食材や和食・行事食を取り入れた美味しい出来たての給食を提供し、園児の健康増進や食文化の伝承に努めています。園児が栽培し収穫した野菜等を使用する場合は、そのことを園児に伝え、園児の食への関心が向上するよう取り組んでいます。最近では、道の駅うきはやにじの耳納の里などから地元産の野菜を購入することができ、より一層新鮮な給食を提供できるようになりました。また、食物アレルギーの園児には、保護者や医療機関と連携しながら、研修で学んだことも加味しつつ、個々の園児に応じた、安全で美味しい給食を提供しています。

さらに保護者に対しては、毎月の献立表や給食だより、レシピ等を配布したり、毎日の給食サンプルを展示する一方で、試食会や食育研修会、また栄養士による保護者向けの講演会等を開催しています。これらを通して子どもや家族の食生活に関心を持っていただくように努め、乳幼児期の食事の大切さや基本的食生活の確立の意義を伝えています。

このように、関係者の大きな熱意と努力により、うきは市の保育所（園）から学校までの一貫した食育が推進されています。

（５）地域・事業所と連携した食育

うきは市では JA グループと連携し、早くから農業の大切さ、とりわけ食の大切さを消費者に知ってもらう運動として「食農教育」を実施し、消費者と農業の距離を近づけることを提唱してきました。

この一環として JA にじでは、食（消費者）と農（農業）の共生を図るという視点から平成 14 年 4 月に「食と農・うきは地域フォーラム」が立ち上げられました。

以来、これまでの間に「食育基本法」の制定、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」の制定等がありましたが、こうした状況を踏まえ JA にじでは食（消費者）と農（農業）の共生を基本に、幅広く食育の視点から「地産地消」「農業体験」「安全な農産物作り」「たべものと命を考えるシンポジウム」等を積極的に開催しています。

この結果、地元農産物を学校給食に提供する地産地消グループや農業体験を指導する女性グループ（新鮮ぐみ）が積極的に活動するなど大きな成果をあげています。

平成 20 年度に実施した「教育ファーム」、平成 21 年度から開催した「家族でミソづくり体験教室」など、少しずつ行政の枠を超えた連携が深まりつつあります。

食育推進計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

うきは市では、「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」を制定し食育のあるべき姿を明らかにしました。この計画では条例の趣旨を踏まえ、また平成 19 年度から 4 年間実施した食育事業を検証し、家庭・学校・保育所・地域・生産者及び市が役割と責務を担い、どのような基本方針の下に具体的施策を組み立て推進するかを定めるものです。

2 基本理念

食育を市民の間に広げることを基本に、次の事項を推進します。

- (1) 食と農と健康を総合的かつ有機的に結びつけるため、家庭や学校・保育所、地域、農業等食料生産の現場、健康・保健を維持促進する職場等あらゆる場所を通じて食に関する理解を深め、主体的かつ積極的に食に関する様々な学習及び体験活動の実践を推進します。
- (2) 市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むため、市民一人ひとりが食に関する適切な判断力を養い生涯にわたって健全な食生活が実践されるようにします。
- (3) 市民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることから、食物がもたらす感謝の念と理解を深めるとともに、豊かな自然を保全するようにします。
- (4) 本市の観光産業、観光交流の促進と農山村の活性化に役立つよう、伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図る等地産地消を積極的に推進します。
- (5) 食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めます。

3 食育推進の 4 つの柱（基本目標）

- (1) 健康的な生活を目指します。
- (2) 豊かな心を育みます。
- (3) 食の安全・安心な環境をつくります。
- (4) 連携・協働で食育を進めます。

4 食育推進計画の期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

5 施策の進行管理

毎年度、進捗状況を明らかにし、食育推進会議の意見等を踏まえながら施策の進行管理を行います。

6 推進計画の見直し

推進計画の期間中であっても、必要に応じ見直しを行います。

食育推進の目標

1 推進目標の設定

食育を具体的に進めるに当たって、市民の皆さんが食と農と健康の関係について十分に理解を深め、それぞれの役割と責務を認識して積極的に実践される目標を設定することが何よりも大切です。また、より実効性のある効果的な施策を組み立て推進する上からも、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが大切です。

国及び県で設定された目標を基本としつつ市民の多様な食育活動に焦点を当て、平成 22 年度に実施した「うきは市民健康調査」「健康と食習慣、生活習慣に関するアンケート調査」及び「児童生徒の食及び生活習慣の実態調査」「学校給食における地場農畜産物利用状況調査（福岡県）」「学校給食栄養月報（文部科学省）」の結果を基に、平成 27 年度までの目標を設定します。

2 具体的目標

(1) 食育という言葉聞いたことがある。

はい 平成 22 年度 93.0% 平成 27 年度 100.0%

(2) 市民の健康と食習慣、生活習慣の改善を図る。

にんじん、ほうれん草、ピーマンなどの色の濃い野菜類を多く摂る。

ほとんど毎日 平成 22 年度 22.0% 平成 27 年度 35.0%

漬け物・つくだ煮類等塩分の多い人を減らす。

ほとんど毎日 平成 22 年度 23.0% 平成 27 年度 15.0%

歩行以外の運動やスポーツなどを行っている人を増やす。

ほとんど毎日 平成 22 年度 26.0% 平成 27 年度 35.0%

特定健康診査での肥満の人を減らす。

平成 21 年度 36.6% 平成 27 年度 25.0%

特定健康診査の受診者数を増やす。

平成 21 年度 41.6% 平成 27 年度 65.0%

(注) 特定健康診査の対象者は 40 歳以上の国民健康保険被保険者とする。

(3) 朝食を毎日食べる児童生徒の割合の増加

朝食を毎日必ず食べる児童（小学校 5 年生）の割合

平成 22 年度 87.6% 平成 27 年度 100.0%

朝食を毎日必ず食べる生徒（中学校 2 年生）の割合

平成 22 年度 79.0% 平成 27 年度 100.0%

(4) 学校給食での地元産農産物の利用促進

地元産農産物(米・野菜・果実・肉類他) 重量ベース

平成 22 年度 28.7% 平成 27 年度 30.0%

地元産農産物(米・野菜・果実・肉類他) 食材数ベース

平成 22 年度 36.0% 平成 27 年度 40.0%

市民等が自発的に行う食育活動等の促進

(食育の普及啓発方針)

食育は市民一人ひとりが健康にかかわる課題として認識し、自ら積極的に取り組んだときに初めて成果が期待されるものです。このため、関係者相互の情報を交換する会議の開催や市が発行する広報紙等を通じ、食と農業の関わり、食と健康の関わり等について普及啓発し市民の理解を深めると同時に、栄養教諭、学校栄養職員、管理栄養士、食生活改善推進員等による地域活動の強化によって市民自ら行う食生活改善等の実践を支援します。

1 家庭における食育の促進

家庭における自発的な食育を促進するため、家庭に最も近い公民館活動等に管理栄養士と食生活改善推進員等の活動を連携させることにより適切な食生活に関する知識の普及とその実践を支援します。

2 学校、保育所等における食育の促進

子どもたちの心身の健康を確保するため、栄養教諭、学校栄養職員、管理栄養士等との連携により、食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を積極的に支援します。

また、保育所(園)・学校給食や親子料理教室等を通じ保育所(園)・学校から家庭への食育の広がりを促進します。

3 地域における食育の促進

食生活改善推進員等による地域活動を通じて、地域の特色ある伝統的かつ優れた食文化の継承を推進します。

4 地産地消の促進

地元産農産物の学校給食への利用を推進するとともに、家庭でも積極的に消費されるよう推進します。

また、「道の駅うきは」や「にじの耳納の里」を地産地消の拠点と位置づけるとともに、生産者と市内外の消費者との交流を促進します。

食育推進施策の展開

1 施策の大綱

三つの基本方針

(1) 農業生産の面

地域に根ざした信頼される農産物づくりを基本とします。

(2) 学校・保育所等教育の面

食から広がる健康な身体と豊かな心づくりを基本とします。

(3) 健康促進の面

すべての市民が健康で長生きしてよかったと思う健康づくりを基本とします。

2 具体的施策

施策を進めるに当たっては、特に食と農の正しい理解促進のため、市広報誌による周知、食育講演会や旬の食べ物を大切に作る取組み等、市の組織を挙げて啓発に取り組めます。

特に、食育を市全体に広げていくため、食育を学校及び保育所（園）等の給食から家庭・地域の食生活改善へ進展させることを狙いに、親子料理教室の開催をはじめ地域の高齢者や親子などのふれあい給食会・試食会等を実施するとともに、子ども会活動・女性グループ・地域ボランティアグループ等との地域連携を強化します。

(1) 農業生産の面から

：健康な身体づくりの基本は元気な農産物づくり

つくる喜び、食べる楽しさ、命の大切さの理解促進

自然との共生や創意工夫のもと、おいしい農産物を収穫したときの感動と喜び、また家畜とのふれあいの中で生き物の命の大切さを知り、同時に家族そろって食卓を囲み食べる楽しさが実感できる取り組みを推進します。

高品質で安定した安全・安心な農産物の生産

健康な農産物づくりを推進するためには、土壌分析診断に基づく、窒素、リン酸、カリ分から微量元素まで含めた、土壌成分の適正化が基本となります。

そこで、農産物直売所への出荷者等を対象に土壌調査を実施します。

また、土壌分析診断を基に、減農薬・減化学肥料の栽培に取り組み、付加価値を高めた野菜づくり等を推進します。

身近な農産物の役割を見直す地産地消の推進

地元産農産物の地元消費を推進するため、生産者と消費者の情報交流などにより地元産農産物のPRを積極的に行います。

また、学校や保育所（園）等の給食に地元産農産物の利用を推進するとともに、福祉施設等においても地元産農産物の利用を促進します。

子どもの農業体験を通じた食農教育の推進

農産物をつくる楽しさを体験させるため、米、野菜、果樹作り等を行う食農体験農園の整備を検討し、併せて、現在市内の10の小学校に委託している「食と農理解促進事業」を継承・発展させ、農業の大切さや生き物の命を大切と感じる心を育むため、地元農家との連携を推進します。

生産者と消費者との交流促進

生産者と消費者の結びつきを強化するため、生産者と消費者の交流や情報交換会の実施、試食会の実施、オーナー園の設置等を推進します。

農業による生きがいづくりの促進

高齢者の生きがいづくりのため、新規作物の導入や農産物直売所の活用によるつくる喜びと売れる喜びを創りだします。

特に、高齢者の楽しみと健康増進を生かした農産物の生産を推進します。

(2) 学校・保育所等教育の面から

：食を通じた子どもたちの健全な心と身体づくり

食生活習慣の見直しと課題改善の推進

食を通じた子どもたちの健全な心と身体づくりのため、「児童生徒の食及び生活習慣の実態調査」を行い、これを分析の上、課題解決に向けた適切な食生活を指導します。

教育関係者の食育理解促進

教育関係者の食に関する理解をすすめるため、学校内外の研修などを通じて共通理解を図り、校長を中心に全教職員で組織的に食育を進めます。

食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実

食育の年間指導に当たっては、各教科領域等での指導を、給食の時間や学級活動と関連させながら学校教育活動全体で計画的に取り組みます。

このため、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画(食育カリキュラム)を作成します。

また、食育指導人材の育成と活用を促進するため、栄養教諭・学校栄養職員・保護者・農業者・食生活改善推進員等との連携を強化し、弁当づくり、伝統食づくり、郷土料理づくりなど多様な学習活動を開発・展開します。

健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進

地元産農産物の活用促進のためJAにじ・生産者・学校関係者との話し合いを行い、より安心・安全な農産物の活用を更に推進していきます。

より充実した学校給食の推進

年間指導計画に基づいて、地元産農産物を活用した「うきは献立」や「朝ごはんの日」を毎月の献立作成委員会で計画し、より充実した学校給食を推進していきます。また、衛生的で安全な給食施設を整備するために、小学校の給食施設を計画的に改善します。

保育所等における健康な心と身体を育てる年間食育計画の作成と実践

期別毎の食育のねらい及び月間目標を定めるとともに具体的な指導内容を明らかにし、子どもに食事の楽しさや基本的な食習慣を身につけさせる取り組みを行います。

また、保育所から家庭に対し旬の食材・郷土食・食物アレルギー児童への対応・月齢に合わせた食事の提供などを知らせる活動を強化し、保育所と家庭が一体となった食育を進めます。

(3) 健康促進の面から

：食を通じた健康な人が多いまち、健康寿命が長いまちづくり

子どもから高齢者までの市民全体の健康促進

市民全体の健康を維持増進するため、学校から家庭、食生活改善推進員等との地域連携を図りつつ、食生活の改善を推進し健康なまちの実現を目指します。

食を通じた家庭からの健康づくり

食の基本は家庭にあることから、食に対する講話、調理実習を通じて母親に対し食の大切さを認知させ家族の健康づくりへと導いていきます。

また、乳幼児への取り組みとして離乳食教室の実施により食の基本を教えていきます。

食を通じた生活習慣病対策の実施

市内各種団体での活動を通じて、健康づくりへの食の大切さを周知するとともに、生活の楽しみの中で気持ちの張りを持たせる等介護予防に重点をおいた取り組みを強化します。

また、健康づくりへの関心を高めて健康の維持増進を推進するため、食育に関する指導や身体機能の低下を防ぐ運動の指導等、健康相談を充実強化し健康寿命が長いまちづくりを進めます。

特に、メタボリック症候群対策の一環として、糖尿病になる前の対象者を選定し、食の知識向上・生活習慣の改善を指導し疾病への移行を防ぐ取り組みを強化します。

食を通じた健康モデルづくりの推進

5年間行ってきたモデル地区での事業実績に基づき、医師・保健師・管理栄養士と連携し、市民の健康状態と問題点を把握し、その課題解決に向けた食生活をはじめとする生活習慣の改善について指導管理を行います。

モデル地域の成果を全市に広げていくことを目標とします。

食育推進体制

食育推進会議の役割

引き続き「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進会議」において、食育の推進計画の策定を行い、その施策を積極的に実施していきます。

